# 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年5月までに施行)

## 背景

#### 【自動運転の実現に向けた取組の進展】

- 〇 政府目標
  - ▶ 制度面では、2020年目途に高度自動運転システム(レベル3)に係る走行環境の整備を図る。 (「官民ITS構想・ロードマップ2018」平成30年6月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等)
- 〇 技術開発の状況
  - > 実験施設や各地の公道で多くの実証実験を実施

### 概要

#### 【自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定の整備】

- 〇 自動運行装置の定義等に関する規定の整備
  - ▶ 道路運送車両法に規定される自動運行装置を「自動運行装置」として定義
  - ▶ 同装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に含まれる旨規定
- 〇 自動運行装置を使用する運転者の義務に関する規定の整備
  - ▶ 自動運行装置が使用される条件(国土交通大臣が付する走行環境条件) を満たさない場合には、同装置を使用した運転を禁止
  - ▶ 条件外となった場合に直ちに適切に対処できる状態でいるなどの場合に 限り、携帯電話使用等禁止(安全運転義務への上乗せ)規定の適用を除外



高速道路における自動運転(イメージ)

- 〇 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備
  - ▶ 作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置による記録及び保存を義務付け
  - ▶ 整備不良車両と認めるときは、警察官が記録の提示を求めることができる旨規定